

中東情勢/実務セミナー

実施場所： 学士会館 210号室
担当者： 三次 正
実施日： 平成26年5月21日(水) 15:00～17:30
演題： 「サウジアラビア・UAEにおける商取引と法律」
講師： インテグラル法律事務所
弁護士 田中 民之氏
プログラム： 開会挨拶
講演(60分)
質疑応答(15分)
懇親会

実施内容

より一層実務に役立つ情報提供を目的に開催されている「中東情勢/実務セミナー」も今回で第3回目を迎えた。

今回のセミナーにおいては、日本ではあまり馴染みのないイスラーム法(シャリーア)の概念、シャリーアが今日のサウジ・UAEの法制度・法律事情にもたらす影響、さらに日本企業がサウジアラビアおよびUAEでビジネスを展開する上で注意を要すると考えられる紛争処理制度(特に仲裁制度)と代理店法についてご説明頂いた。まず、両国における基本的な法体系(憲法-民法-商法)の概要とシャリーアとの関係について説明され、両国の間では、シャリーアの国法上の地位の違い(サウジアラビア：憲法にあたる統治基本法で「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」と規定。UAE：連邦憲法に「シャリーアは連邦の立法のための基本的法源の一つである」と規定)を指摘。外国人や外国企業にもシャリーアの適用が建前としつつも、通常の商取引では制定法が先ず適用されることから、シャリーアが直接適用される場面は、現実には極めて少ないとのこと。

サウジアラビアとUAEの商取引に関係する法律については、特に代理店法に関し、両国の法律の特徴を対比しながら説明され、中東湾岸諸国では、代理店業務が自国民にとり重要産業との位置付けが、WTO加盟後においてもほとんど変わることがないため、現地代理店を保護する性格が非常に強い代理店法の改正措置が進捗していないと指摘された。従って、このような法制度の下で、代理店取引を行うにあたっては、代理店選定および代理店契約作成に検討すべき諸点の例示があった。紛争処理制度の中では、外国仲裁判断の執行について、特にサウジアラビアでは注意を要すると指摘。サウジアラビアは、ニューヨーク条約加盟国であるが、仲裁判断がシャリーアに定める原則に反した場合、または仲裁手続がサウジの規定に反する場合、執行が拒否される可能性があるとのこと。従って、サウジアラビアにおける紛争処理制度としての外国仲裁判断・外国裁判所の判決に関しては、サウジアラビア国での執行まで予測しておかなければな

らない事案においては、外国での仲裁よりもサウジアラビアで仲裁や裁判をすることにしておいた方が現実的との説明があった。

講演後の質疑応答でも早速、代理店法に関して「代理店モデル契約に従わないとどうなるのか。」との問いに対し、代理店契約を登録する如何に関わらず、先ず代理店契約の中身をしっかりと構築する重要性を強調されていた。

(成 果)

講義後実施しましたアンケート調査の総合評価において 4.15 とのご好評を参加者の方々から頂くことができた。

講義について「イスラム法の本質的なところをご説明いただき大変参考になりました。」
「シャリーア概念もよくわかりました。」「法律という難しい問題について代理店、仲裁という具体的なテーマをあげてご説明頂いたので、アプローチしやすかった。」「サウジ、UAEに進出する際の特有の事情が分かりました。」との感想が寄せられた。

今後のセミナーのテーマにつきましては、中東における現地スタッフの雇用、中東諸国で適用されている会計制度・基準、及び契約管理等と多岐にわたるご要望を頂き、今後のテーマ設定に活用させて頂く所存である。

